

市民厚生常任委員会閉会中継続審査記録

- 1 日 時 令和3年10月12日(火) 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 4 出席委員(7名)

1番 鈴木好彦君	2番 上村正朗君
3番 富樫雅男君	4番 稲葉久美子君
5番 鈴木いせ子君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員(4名)

高田晃君	本間善和君	姫路敏君	
木村貞雄君			
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長 忠 聡君	
総務課長 東海林 豊君	
同課行政改革推進室長 五十嵐 博君	
同課行政改革推進室主査 佐藤 幸次君	
環境課長 瀬賀 豪君	
同課生活環境室長 本間 研二君	
- 10 議会事務局職員

局長 長谷部 俊一	
書記 菅井 洋子	

(午前 9時57分)

委員長(長谷川 孝君) 9月13日の審査に引き続き、閉会中継続審査の開会を宣する。

日程第1 議第75号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを引き続き議題とする。初めに、事前に提出していただいた質問事項について、委員会議席番号順に補足説明の後、理事者に回答を求める。なお、再質問については、質問事項の回答が全て終了後に行うこととする。

長谷川委員長 初めに、1番委員、鈴木好彦君、補足説明があったらお願いします。鈴木委員の場合は、質問番号は7から10番だ。

鈴木 好彦 事前に提出した質問、これが全てであるので、追加質問はない。以上だ。

長谷川委員長 次に、理事者より回答を願う。

環境課長 それでは、鈴木委員の1項目めについて私のほうからご説明させていただく。1項

目めの検討に上った内容を具体的に報告ということであるが、検討内容についてはこれまでもご説明したとおりだが、例えば山北火葬場については利用件数が減少傾向にあり、令和2年度は94件であった。火葬場は、施設の性質上、いつ、何件の利用があるか直前まで分からず、利用のない日もある。職員の雇用などを考えると、一括管理とすることである施設で利用がない日は別の施設に応援に行く、あるいは職員が病気や都合で休んだときなどの対応も調整しやすいなど、効率的な運営が図れるとともに、住民サービスの向上にもつながるものと考えている。また、一括管理とすることで3施設の職員が常に情報交換、情報共有を行うことが容易となり、ほかの施設の状況も確認しながら3施設で公平、均一なサービスの提供が図られると考えており、以上のような検討から今回も一括公募としたというところである。

長谷川委員長
環境 課長
総務 課長

今のは7番か。

そうだ。

おはようございます。それでは、8番、公募による指定についてということで、公募による指定管理事業のリストを提出してくださいということであったが、この点については本日資料をお配りしている。その資料のとおりである。次の9、採点結果についてということで、採点結果が真逆なもの、大きくかけ離れている点に違和感や不自然さ、不審を持たなかったのかというご質問である。この点について、採点表を集計したところ、確かに1人だけ他の委員と真逆な採点であることが分かって、事務局としては業者を取り違えて採点表に記入した可能性もあるのではないかとということもあったので、委員長から当該委員へ確認をしたところ、プレゼン後の質疑応答の中で、経費を抑えるために過度に空調の設備の使用を抑えているのではないかと、各地域の葬儀の風習に応じた対応などについて、その辺の観点から評価した結果であるということで、記入誤りではないということが確認ができたので、採点結果を特に不自然とは思わなかったということである。それから、続いて10番の不正防止策についてということで、選定委員と応募団体との間で情報交換、意思疎通の情報があつた。調査を要請したところ拒否という答弁だったので、事実かどうか不明である。この件の真偽とは別に、このような事例に対する防止策、対応策はというご質問である。この点については、さきに行われた第3回定例会の初日に上村議員のほうから、事業者から選定委員へメールが来たり、いろんな働きかけがあつたと聞いたとのご発言があつた。確たる証拠がない中、選定委員の方々にもそのようなことがなかったか聞くのは甚だ失礼だと判断をして調査をしていないので、そのような事実があつたのかどうかということとは分からないが、電話やメールというものについては一方的に発信者から発信できるものであるので、金品の授受や地位を利用した不当な圧力があつたということであればこれは別であるが、メールがあつたからということで直ちに審査に影響を与えたとは考えにくいと捉えている。とはいうものの、議会の皆様が少なからず疑念を持たれたということも事実であるので、選定委員の信用に関わることにもなるので、申請団体は選定委員へ個別に連絡してはならないというようなことを改めてガイドライン等で明記することも検討していきたいと考えているところである。以上だ。

長谷川委員長
上村 正朗
長谷川委員長
総務 課長

上村委員、補足説明をお願いします。

特に補足はないと思うので。補足はない。

上村委員の質問番号は、14番と15番である。回答。

14番が指定管理者選定委員会についてということで、1番目が学識経験者とは大学

等の高等教育機関において学問を修めたものと解されるが、現選定委員は学識経験者に該当するのか、各委員会や審議会における学識者、学識経験者、有識者についてのそれぞれの定義はというご質問であった。これについては、学識経験者とは学問上の識見と豊かな生活経験がある人と広辞苑にもあるとおり、学歴だけで判断されるものではないと我々は捉えている。附属機関という学識経験者である委員についても学歴だけで判断されるものではなく、その所掌する事項を調査、審議するに足りる識見をお持ちかどうかでも判断されるというものであって、現在指定管理者選定委員会の各委員についてはいずれも学識経験者に該当するものと捉えている。また、現在本市の附属機関では学識経験となっているものが20、それから有識者となっているものが1つある。学識経験者と有識者の定義を明確に区分して運用しているわけではないが、いずれについても市長の任命権に基づいてその附属機関がその所掌する事項を調査、審議するために必要な識見をお持ちの方という定義で運用しているところである。それから、2番目に直接利害関係のあるものの定義はということであるが、これについては委員本人、または親族が申請団体の役員などの経営に携わっている場合、それから2つ目として委員自らが経営する会社の取引の大部分を申請団体が占めている場合などを利害関係があるものとして運用をしているところである。それから、3番目は委員が除外に該当するか否かどのような方法で確認をしたかという点である。これについては、会議のたびに議題として毎回確認をしているわけではないが、各委員はそれぞれ利害関係のある案件の会議には加わることができないことということをご理解をされていて、自ら申し出て除外をしているところである。実際さきに行われた会議においても、親族が申請団体の経営に携わっているということでも申出があり、除外をしているケースもある。それから、4番目である。除外に該当する委員が加わった選定は無効と解するが、いかがかというご質問であるが、指定管理者選定委員会の条例第6条第3項の規定により、理事は出席委員の過半数で決定することになっている。除外に該当する委員が加わった状態を誰がどのように判断するかということについては難しい面もあるが、例えば可否が拮抗して除外に該当する委員の意見のいかんによって委員会の判断が左右されたというものでなければ、無効とまでは言えないということ捉えている。それから次だが、選定委員が審査内容を第三者に漏らしているが、選定委員に守秘義務を課する規定はないのかという点であるが、選定委員が審査内容を第三者に漏らしているのご指摘であるが、そのような事実を私どもで確認はしていないので、あるかないかちょっと分からないが、選定委員の守秘義務を課する規定については委員は非常勤の特別職に当たる。特別職の中でも統計調査員の場合は統計法、あるいは監査委員や選挙管理委員会は地方自治法で守秘義務が明文化されているものもあるが、選定委員はそのような個別の規定はないので、また地方公務員法も適用されないため、守秘義務に関する規定はない。それから次である。選定委員が就任時に守秘義務及び公平な審査の実施の遵守に関し、宣誓書等の提出を行うかのご質問であるが、特にそういう宣誓書の提出は行わない。それから、申請団体は選定委員に働きかけを行わない等に関して宣誓書等の提出を行っているかのご質問であるが、これについても特に行ってはいない。それから、選定委員の法的地位はということだが、指定管理者選定委員会は地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関であって、各委員は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職である。それから、15番の選定委員に対する申請団体役員からの働きかけについて

というご質問の1番目、申請団体役員からのメールによる働きかけの有無について選定委員に確認すべきではというご質問であるが、選定委員の方々については公平、中立な立場で選定を行っていて、仮に申請団体からメールがあったとしてもその判断が揺るぐことはないものと私どもは捉えている。それをあえて嫌疑を持って確認することは大変失礼なことだと思うので、確認することは考えてはいない。それから、2番目の働きかけの事実があった場合、選定結果を見直す必要があると考えるとのことご質問であるが、メールは受け手の意思に関わらず一方的に発信されるというものであるし、メールがあったからといって選定委員の判断が揺らぎ、審査に影響を与えたということは考えにくいと考えている。メールを送ったとされる申請団体についても金品の授受や地位を利用した不当な圧力があったということであれば別であるが、メールなどで選定委員に対して儀礼的な挨拶をただけということであれば、本市の公共施設の指定管理者として著しく適格性を欠くということまでは言えないものと捉えているので、仮にメールによる働きかけがあったとしても選定結果を見直す必要はないと考えている。以上だ。

長谷川委員長
富樫 雅男
長谷川委員長
総務 課長

次に、3番の富樫委員の16番から19番について、富樫委員、補足説明あるか。

特に補足説明はない。よろしく願います。

では、16番から19番、回答をお願いします。

16番の指定管理者選定委員の氏名公表についてということで、選定委員の働きかけなどの有無が議論となっているが、中立性を保つために選定委員氏名を公表すべきではないのではというご質問である。指定管理者の指定に当たっては、指定管理者制度運用ガイドラインに従い、事務を進めているが、同ガイドラインの中では委員名は原則公開するものとしていて、現在は委員名を公表しているところである。今回の件とは別に既にガイドラインの抜本的な見直し作業にも着手しているところでもあり、委員ご指摘の点も参考にさせていただき、よりよい制度となるように改善すべきところは改善に努めていきたいと考えている。それから、17番の選定委員の守秘義務についてということの質問で、規定に守秘義務の遵守を明記するとともに、罰則、解任についても明記すべきではないか、それから選定委員への教育は行われているのかというようなご質問だが、罰則を科すということに関しては市単独で行うことはできず、検察庁との協議も必要となることから現実的にはかなり難しいと考えているが、選定委員が遵守すべき事項を明記して機密を確保することは、選定委員の信用を確保する上でも必要なことと考えているので、ガイドライン等で明記して選定委員へ徹底することについては検討はしていきたいと考えている。

環境 課長

18番目については、私のほうからご説明させていただく。18、指定管理者の評価システムの1項目め、定期的にご利用者も含めて指定管理者を評価し、問題があれば是正を求めることができるシステムにすべきと考えるが、市の考えはということであるが、こちらについては指定管理者には毎月10日までに前月分の利用者数、収支状況、施設の保守点検、修繕等の状況の報告を義務づけている。毎月遅滞なく報告書が提出されていて、報告書の内容等を確認しながら指定管理者との連絡調整を行っているところだ。利用者を含めた指定管理者の評価については、利用者のご意見なども把握するため、現在は各火葬場に意見箱を設置し、ご意見をいただいたときには指定管理者から市へ報告することとしている。また、市へ直接ご意見をいただくこともあるが、ご意見や苦情等があった場合は指定管理者に内容を確認し、管理業務の改善を指導しているところだ。市では、毎年度終了後、指定管理者制度管理運

総務 課長

営評価シートにより管理運営状況に対する評価を行っているが、利用者から寄せられたご意見なども踏まえて評価を行い、指定管理者との連携及び指導を徹底しながら、より利用しやすい施設となるよう取り組んでいきたいと考えている。

それでは、次の19番、指定管理者選定の透明性改善についてという項目の1番目、2から3名の委員は非常に極端な採点をしている。このような場合は、最高、最低点は削除すべきと考えるがというご質問である。指定管理者選定委員会では、採点の合計で自動的に候補者を決めるのではなく、申請団体からの指定申請書、それからプレゼンテーション、質疑応答から選定基準表の審査項目ごとに個々の委員が採点をして、優れていた点、劣っていた点の意見を出し合い、これを基に委員会の合議で最終的に候補者を選定している。とはいえ、総得点の合計の上位の者が有利に評価されていることも事実であるので、最高点、最低点を削除するというのも一つの方法だと捉えて、より透明性の高い制度となるような採点方法を研究をしていきたいと思っている。それから、2番目の各選定委員の指定管理者候補者選定基準表に基づく採点表をお示しください。評点が低かった点について、最終的に選定された場合、その点の改善を要望しているかというご質問である。現在指定管理者選定委員会から市長への答申書に各委員の合計点が記載されているため、結果として採点結果が公表される形となっているが、本来採点結果を基に委員による合議で候補者を選定しているわけであるので、答申書に各委員の合計点を記載することについても改善が必要ではないかと考えている。ガイドラインでは、会議において委員の率直な意見交換や意思決定の中立が損なわれるおそれに配慮するため、会議についても非公開としていることから、各選定委員の採点表の提示は差し控えさせていただきたいところである。それから、評点が低かった点については、最終的に選定された場合、その点の改善を要望しているかについては、指定管理者選定委員会から提言の内容も含め、選定された指定管理者に伝えるとともに、改善が図られているかを確認していきたいと考えている。以上だ。

長谷川委員長
稲葉久美子
長谷川委員長
総務 課長

次に、4番、稲葉委員、11番から13番。

特にありません。

では、回答をお願いします。

11番目の理事者側のその後の調査ということで、常任委員会で議論のあった選定委員と業者間のメールのやり取りの事実関係の報告を求めたいというご質問であるが、9月13日の常任委員会で副市長のほうから、確かな証拠がない中で市長が選定委員の方々にそのようなことがなかったかを聞くのは甚だ失礼であり、調査をしていないと答弁を申し上げたとおりであって、調査はしていないので、報告する事項はありません。それから、12番目の指定管理者選定委員会のメンバーについてというご質問で、委員の選出区分について条例では学識経験を有する者と、ガイドラインでは知識、経験となっているが、その違いはどこかということであるが、指定管理者選定委員会の委員については公平、公正に施設の管理を行うに最も適当と認められる指定管理候補者を審議するために必要な知見を有する方々を委嘱しているところである。条例で規定する学識経験を有する者について、より具体的に委員を選出する基準をガイドラインで定めて運用しているところであって、文字で書くと違いがあるように見えるが、どういった方に委員を委嘱しているのかという実質的な部分については、同じ趣旨、内容として運用をしているところである。それから、2番目の指定管理者選定委員会の多くが企業関係者の集まりであるロータリークラ

ブの幹部であり、週に1度会食している。ロータリークラブの幹部と選定委員の距離が近いのではないかというご質問であるが、ここで今距離が近いということについてはどういったご指摘なのかは分からないが、選定委員の方々がロータリークラブで活動されていることだけをもって不資格だというご指摘であるのだとすれば、そのようなことはないと考えている。

環境 課長

それでは、13番目の1項目めになる。13、指定管理者選定委員会を再開して再審査してほしい、その中の3か所の火葬場で1事業者に絞ることはないと思うし、5年ごとに指定管理者を交代にしてはどうかという意見もある。また、市の事業者だから平等に事業が行われるようにしてやるべきではないかというご質問についてだが、これまでもご説明したとおり火葬場3施設を一括指定とすることで、より効果的かつ効率的な管理運営が図れると判断し、平成29年度から一括指定としたところである。指定管理者の選定については公募を原則としている。指定期間は、公募による指定の場合は3年が標準だが、更新の場合は効率的な管理運営が図られていると判断される場合は、指定管理者の安定的事業展開と事務の効率化から5年としているところである。特定の業者を交代制で指定管理者とすることは、競争性を確保した選定が行われないことから、住民サービスの向上につながらないものであると考える。1施設であれば管理が可能というような団体も応募できる機会を確保するため、複数の法人等が共同して応募できることとしていて、特定の事業者の交代による指定管理は考えていない。以上だ。

長谷川委員長

次に、6番委員の副委員長、補足説明はあるか。

鈴木 一之

特にない。

長谷川委員長

では、5番、6番について。

環境 課長

5番目になるが、指定管理者の候補者の選定についての1項目め、平成28年度議決審議内容の検証はどのようであるか、その際の議決内容に基づく一括公募であると思われるがというご質問についてであるが、平成28年第4回定例会の際にも一括指定にすると事業者が限られるのではないかというご意見があったが、募集要項では複数の法人等が共同して応募できることとしていることを説明し、原案のとおり可決されたところである。今回の公募においても、これまでご説明したように一括指定とすることでより効果的かつ効率的な管理運営が図れると判断したが、1施設であれば管理が可能というような団体も応募できる機会を確保するため、前回と同様、複数の法人等が連携して管理を行うという形でも応募できることとした。今回は、そのような形での応募はなかったが、結果的には2者からの応募があったところである。

総務 課長

6項目めの指定管理者選定委員会に関してのご質問の1項目め、指定管理者選定委員会の委員の守秘義務のありように関してはいかがかというご質問であるが、委員については、先ほどもあったが、非常勤の特別職に当たるので、地方公務員法の規定が適用されないため、同法第34条の守秘義務に関する規定は適用はされない。ただし、地方公務員法に規定する守秘義務が課されないからといって委員が職務上知り得た秘密をみだりに漏らすことが許されているわけではなく、指定管理候補者を公正かつ適正に選定するという職務上の規律から秘密が漏れることがあってはならないと考えているところである。それから、2項目めの委員は利害関係者等を考慮して選任したと思うが、どのように専任されたかというご質問であるが、委員は利害関係を考慮して選任したとのことに関しては、指定管理者選定委員会での候補者

の選定については、指定管理者の選定の都度に行われるというものであるので、あらかじめどのような団体が申請するかを事前に把握するという事は困難であるので、利害関係を考慮して選考をしているわけではない。ただし、選定委員と申請団体に利害関係がある場合は、公正な審議に支障が出るおそれがあるので、先ほども申し上げたとおり、委員本人または親族が申請団体の役員などの経営に携わっている場合、あるいは委員自らが経営する会社の取引の大部分を申請団体が占めているなどに該当する場合は、その委員を除外して審議を行っているところである。以上だ。

長谷川委員長
総務 課長

次に、長谷川の1番から4番について回答をお願いします。

1番目の村上市指定管理者選定委員会条例に関する情報公開守秘義務についての1番目、委員は守秘義務の宣誓等は行われるのか、守秘義務に違反した場合の罰則はあるのかというご質問であるが、指定管理者選定委員会の委員のサービスの宣誓については、委員は非常勤の特別職に当たるということで、先ほど申し上げたとおり地方公務員法の規定が適用されないことから、我々一般職のようなサービスの宣誓というものは行われぬ。守秘義務に違反した場合の罰則はあるのかについては、委員は非常勤の特別職に当たるということで地方公務員法の規定は適用されないということ、同法の第34条の守秘義務に関する規定も適用はされない。ただし、特別職の中でも、先ほど申し上げたが、統計調査員は統計法、あるいは監査委員や選挙管理委員会の委員は地方自治法で守秘義務が明文化されているものもある。それから、2番目の平成25年に附属機関を個別に条例化した経緯がある、委員会で情報等が漏れたりすることがあってはならない、守秘義務を明文化すべきではとのご質問である。指定管理者選定委員会は、申請団体の提案内容に団体独自のノウハウがあることや委員の公平な審議に影響を与えないようにするため、非公開としているところである。地方公務員法に規定する守秘義務が課せられないからといって、委員が職務上知り得た秘密をみだりに漏らすことが許されているわけではないので、指定管理候補者を公正かつ適正に専任するという職務上の規律から秘密が漏れることはあってはならないと考えている。その守秘義務を明文化すべきではとのご質問については、本市の附属機関のうち、情報公開・個人情報保護審議会やいじめ問題調査会のように明文化されているものもあるが、他の附属機関との関連、あるいは他市の状況なども踏まえて今後検討をしていきたいと考えている。次、2番目の選定委員の任期と一部専門委員の委嘱についてのご質問で、1項目め、委員の任期の考え方についてのご質問である。委員の任期については2年として、再任は妨げないということになっていて、専門委員については専門事項を審査するために必要なときに2人以内を加え、審議が終了したときに退任するという事になっている。委員の中には5期、9年目の方もいて、過去の経験等を熟知の上、選定に携わっていただいているなど長年ご尽力をいただいている、市としても大変助かっているところである。一方、一般的な話であるが、組織が固定化すると、よい面と形骸化によるマイナス面があるということも一般的には言われることもある。在任期間が長くなるということが一概にそれが駄目というふうに捉えてはいないが、大学教授だったり、経営に関するより高度な知見を有する人などに入っただけなど、その時々状況に合わせて組織を活性化していくことは必要であると考えているところである。それから、2番目の委員会の開催は年間どのくらいかということであるが、本年度は7回開催をしている。

環境 課長

それでは、質問の3については私のほうからご説明させていただく。3、募集要項での一括公募の基準、考え方の明文化についてというところで、募集は競争原理を働かせる意味で施設ごとに行うのがベターだが、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、一括公募型等と判断した場合、指定管理応募者同士が納得できる一括公募基準、考え方を募集要項に明文化できているかについてであるが、募集要項においては、1施設であれば管理が可能というような団体も応募できる機会を確保するため、施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等が共同して応募することができることを記載している。続いて質問の4になる。指定管理者制度管理運営評価シートと火葬場整備についての1項目め、管理運営評価シートの活用はについてである。指定管理者は、管理業務の実施状況及び利用状況、管理経費の収支状況、指定管理者の自己評価などを記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後、30日以内に市へ提出することとしていて、報告を受けた所管課は指定管理者制度管理運営評価シートにより実施結果を検証し、管理運営状況に対する評価を付して市長へ報告している。指定管理者制度管理運営評価シートについては、指定管理者へ通知するとともに市のホームページでも公表している。また、指定管理者には毎月10日までに前月分の利用状況、収支状況、施設の保守点検、修繕等の状況の報告を義務づけているが、毎月遅滞なく報告書が提出されていて、報告書の内容を確認しながら指定管理者との連絡調整を行っている。利用者からご意見や苦情等があった場合は、指定管理者に内容を伝え、管理業務の改善につなげているところである。続いて2項目め、次の公募時の施設の状況はについてであるが、公共施設マネジメントプログラムにおいては、市内3か所の火葬場について、今後は統廃合による拠点化や建て替えを検討することとしていて、現在火葬場整備計画庁内検討委員会において各施設の状況、今後の死亡者数の推移、必要な火葬炉数などを検証しながら現状と課題について整理を行っているところである。令和4年度中には市の方針を決定していく予定となっているが、現時点ではまだ具体的な方針は決まっていない。以上だ。

長谷川委員長
鈴木 好彦

一応一通り回答をいただいたのだが、委員の皆さんの質疑を行っていきいたいと思う。委員長、このボリュームの質問に対して本当に一つ一つ答えていただいた。本当に感謝申し上げるところであるが、何とか自分の質問については答弁をそしゃくできたつもりなのだが、ほかの委員の質問に対してはなかなか追いついていけない。私今未消化というか、消化し切れないでいるのだ。そしゃくできないでいる。委員長、どうでしょう。これ時間をいただいて、これを消化する時間というのを設けてもらえないだろうか。

長谷川委員長
鈴木 好彦

というのは、今回回答いただいた分についての・・・
できれば文書でいただいて、二、三日で結構だ。期間をいただければ、その間に皆さんの問題点も分かるし、それに対する答えももっとそしゃくできる。ではないと、そしゃくできないまま態度表明していく、なかなか責任あるから態度表明ができないのかなと。

長谷川委員長
上村 正朗

まず、質疑が先なのでないかと思うのだが。
基本的には、文書で頂かないとさっぱり、文書読んでいるわけだから、それコピーしてよこせばいいのではないか。総務課長と環境課長は文書読んでいるわけだから、きちんとやっぱり議会で報告するのであれば、やっぱり文書で頂きたいと思うが、じゃ質問ということで、それは要望させていただきたいと思う。あと学識、特に条

例の選考委員会の構成のところで学識経験者だ。これは、いわふね市民法律事務所の佐藤先生にも確認したのだが、全く駄目だという回答を得ている。行政の委員を広辞苑でやるのはどうかと思うのだが、本当は総務省の見解とか、条例を提出したとき村上市はどう説明したのかというのが非常に大事なのだが、それ記録がないという話なので、広辞苑でも学問上の識見と豊かな生活経験のある人と書いてあるわけだ。学問上の識見や豊かな生活経験ではないわけだ。アンドだ、アンド。それと、これはほかのまちのことだから関係ないと言われれば、そうなのかもしれないが、美浜町で学識経験を有する者というのは、美浜町においては大学等の高等教育機関において学問を修めた者というふうにすると。それから、広辞苑の説明でも、それから例えばほかの自治体の説明でも、あと行政にも詳しいと思うが、佐藤先生の説明を聞いても条例上の学識経験者ということと現在の委員さんは非常にこれは整合しない、非常に無理がある、ちょっと説明がつかないというふうに私は聞いているので、その辺やっぱりしっかりした、特にやっぱり法律の専門家がこれ全然駄目だと言っているわけだから、その辺を覆すだけのしっかりした理由をお聞きしたいと思うが、いかがか。

総務 課長

市町村によって、確かに学識経験者というのは今委員の言ったような形でいろんな書き方をしているところがあるのも承知はしている。ただ、私どもが先ほど申し上げた、また市のほうとしてはそういう解釈をしながらずっと今まで運用してきているということで先ほどご説明を申し上げたところである。

上村 正朗

広辞苑の話をしたよね、総務課長。広辞苑にこう書いてあって、広辞苑に書いてあるのは、学問上の識見と豊かな生活経験のある人、学問上の識見、アンド豊かな生活経験のある人だよね。佐藤弁護士も、この部分は学問上の識見を有する者というのは、それ譲れないよねと、学識経験と言うには。というふうに法律家とか、広辞苑を見ても、さっき総務課長は広辞苑に書いてあるとおりに言うが、広辞苑にそんなこと書いていないではないか。広辞苑に書いてあるのは、何回も言うが、学問上の識見と豊かな生活経験のある者というふうに書いてあるわけなので、そういうふうには当てはまるのか。それから、佐藤弁護士の言う学識経験者というのは、まさに広辞苑のいうとおりに高等教育とか修めている方だよねというご指摘をどういうふうには判断するのか。市の解釈が間違っているなんていうのは幾らでもあるわけだから、そういうふうには今までやってきたかもしれないが、それは正しくないよねという法律家のご指摘もあるわけだから、その辺はしっかりやっぱり確認すべきではないかと思うが。

総務 課長

専門家の話というのは私どもは聞いていないので、その解釈、そう言われたというのは今聞いたが、学問上の見識がある人と豊かな経験のある人だよね。学識経験者とは、学問上の見識のある人、それから豊かな経験のある人というふうに捉えているが。

上村 正朗

だから、それは間違っているよねということを経験者がちゃんと責任持って言っているわけだから、そこをしっかりと確認すべきではないか。では、弁護士の解釈、法律家の解釈と闘えるかということだ。闘えるというか、その辺ちゃんと整合性を取らなくていいのかということだ。ここで学識経験者、行政的な知識、総務課長とか副市長はあれなのかもしれないが、私は十分はないので、そういうレベルで話をしてもそれはしょうがないと思う。それは、きちんとしっかりした法律家のご指摘、これは全く問題にならないよねというご指摘があるわけだから、そこはきちん

と確認をすればいいだけの話なのではないか。条例というのは法令だから非常に大事なところだと思う。素人同士が話をしてもしようがないと思う。

行政改革推進室長 すみません。学識経験者の解釈、附属委員の学識経験者のところだと思うのだが、これまでほかの委員もそうなのだが、学識経験者というのはその所掌する事務を調査、審議するに当たり識見をお持ちかということで運用している。その中で、学識経験者というのは、多分高等教育というのは大学等のことを指しているのかと思うのだが、その中で今までもそうだし、どれだけの学歴があったかということではなくて、それを審査するに足る知識があること。例えばその学識経験の中に学歴等が必須の条件なのであれば、例えば採用試験の条件のように何々大学を出ているようにというふうにするわけであるので、その条例をつくった際の趣旨としてどのような形の審議をする方を入れるかということがやはり重要なのかということで運用しているということである。

上村 正朗 条例をつくったときにどう説明したかというのは、記録が残っていないと言っていたよね、この間。記録残っていないとこの間総務課長は言っていたと思うのだが、その答弁と今の室長の答弁というのは不整合なのではないか。その記録は残っているのか、当時の。この条例を制定したときの学識経験者というのはこういうことだということで説明して、それで議会がなるほどということで今室長がおっしゃったような内容で議決していれば、私はそれでいい。それは、この間の委員会で言ったわけだ。その当時どういうふうに説明したのか。記録はないとおっしゃっていたのに、今記録があるような言い方でおっしゃったよね。記録はあるのか、ないのか。

総務 課長 記録がないというのは、議事録でそういう議論されたということはないということだと思うが、ただそういうことが想定されて、私どもはそういう想定でつくっているということで、たまたまその質問はなかったということで、議論されていないということだと思うが、特に今室長が言った部分とかみ合わないということではないと思うが。

上村 正朗 だから、またこの間と同じ除斥のところに行くとし訳ないが、こういうふうに説明したというのはないわけだ。議論はなかったし、この学識経験者という定義はこういう定義だということで条例を提案したときに説明があったのか。

総務 課長 説明しているか、していないかという、その議論ということではなくて、委員会はこういう人で構成して、こういう審議をするのだということの趣旨でつくっているということが我々は大事だと思っているし、その部分が議論されたかどうか、説明されたかどうかということというのは議事録にあるかないかという、議事録にはたしかなかったと思うが、そういう想定の中での条例制定ということでやっているものだった。

長谷川委員長 上村委員に申し上げるが、総務文教常任委員会で、議第114号なのだが、指定管理者選定委員会条例制定についてということで9月17日の総務文教常任委員会で審査しているのだ。それで、その委員会会議録というのを私は調べたが、はっきり言って10Pから23Pまで、こんなに長く1つの議案について審査した会議録というのはないのだが、その中で全部今言われた部分について何か理事者側から発言があったとか委員から質疑があったというのは全くない。

上村 正朗 ということなので、少なくとも条例提案時にそういう説明は全くなかったということだね。それは、今の執行部はこういうふうにやっているということなので、法律だって何だって閣法であれば、内閣がどういうふうな解釈で法律を提案するとい

うのは大事な話でしょう、本当は。でも、その部分はまずいい。今は水かけ論というか、その当時は全くそういう説明もなかったし、今の解釈としてはそういう解釈を取っているということなので、その当時同じ解釈を取っていたかどうかというのは、それは確認のしようがないから、それはいい。少なくとも条例とかいろんな話を、条例とか指定管理者選定委員会の話をしっかり説明した上で、地元の法律家の方が条例上の学識経験者でなければならないということであれば、今の委員さん方というのは学識経験者とは言えないよねとはっきり言っているわけだから、それはやっぱり確認しなくてはいけないのではないか。その辺は、無視するというのも一つのご判断だから。その辺どうなのか。何で無視しなくてはいけないのかというのは不思議だが。

総務 課長

今そういうお話は確かに聞いたが、そういう要件に足りる方というか、審議に必要な方を市長が任命しているということですから、今もそうだが、やっているのに、特にそれを確認するというような考えは今持っていない。

鈴木いせ子

今話題に上がっている学識経験者という、私も議員を10年以上務めているが、この間にもこういうことを議論されたことは一回もない。そして、学識経験者を大きく考えて、それだけの知識のある人のような考えで全てが通ってきたような考えで、今遡ってどうだ、どうだと言ってもこれは結論が出ないと思う。今までは、こういうことで学識経験者のあれが違うからこれが変わった、例えばね。結果、だから学識経験者が入っていればこんなことにはならなかったのではないかというふうに私は今取っているのだが、今まででもそういうことはなかったもので、ちょっと不思議だという考えを今持っている。

長谷川委員長
上村 正朗

分かった。質疑をお願いします。

学識経験者のことについては確認する気がないと、法律家が学識経験者と言えないとはっきりおっしゃっているのに、そこは確認しなくてもいいというのが村上市の判断だということは承ったので、でもこれは大事なことだと思うので、ただいまここでやり取りしていてもしようがないので、まず非常にしっかり受け止めさせていただく。それともう一つ、ばあっとしゃべられてよく分からなかったところがあって申し訳ないのだが、稲葉委員のところでもあったが、メールのやり取りとか、あとは審査の内容のやり取りについて、この間の市民厚生常任委員会の休会中の協議会の中だったが、姫路議員のほうからメールを送って、そのメールの内容がこういう内容だったと。委員会の審査の中身についても、こういう中身で、自分はどういう思いで点数つけたとか、メールを受け取った人からもそういう事実が出たし、選考委員会の委員さんの中からもこういう思いでこういう点数つけたのだというふうに議員は聞いたということで、全員協議会の場ではあるが、そういう事実の披瀝があったわけだ。なので、やっぱりそこはきちんと、別に委員さんに失礼ではないのでは。逆に私は市民がそれについて疑念をお持ちだとしたら、市民にちゃんと説明しないことのほうがよっぽど私は市民に対して失礼だというふうに思うが、その辺はどうなのか。事実として姫路議員からメールの話とか審査会の中でこういう形で点数つけたのだという事実がまず報告されたわけだから、それに基づいて確認というか、別にそれで選定の中身が変わらなかったのであれば、それは変わらなかったで別にいいと思うが、そんなメールが来たが、気にしなかったとか、そういうことでいいと思うが、その辺どうなのか。事実確認をなぜしないのか。

総務 課長

メールの確認については、先ほども申し上げたとおりというか、9月13日の常任委

員会でもお話ししたとおりであるので、そういうお話も確かにあったが、確かな証拠がない中で指定管理者選定委員会の方々にそのようなことがなかったかと言うのは失礼だと判断していて、調査はしていないということである。

上村 正朗

そういうメールがあったとか、そういうやり取りがあったとかというのは、議員もそれは人の口に戸は立てられないわけだから、もうそれは広がるわけだ。市民に広がるわけだ。議会の場でそういう話が出たわけだから。こういうことがあったそうだが、市は確認しないのだということが広がるわけだ。そのほうがよっぽど私は市民にとって失礼なのではないかと思うが、別に確認して何もなかったという、確認を入れればいい。もう広まっている、どんどん、どんどん。これを広がるままにしておいていいのか。

総務 課長

同じ答弁になってしまうので、また同じ答えの繰り返しになる。申し訳ありません。うわさなのかどうかというのは、その話があれば、私どもはいいとか悪いとかというお話ではなく、確認については先ほど申し上げたとおりである。

稲葉久美子

関連することではあるのだが、やはり選定委員の方が情報を漏らしているというか、そういう事実があるかないかを調査しなかったというか、聞き取りをしなかったということと、それから結局選定されようとしていて、今実際会津屋さんについて指定管理者になっているわけだが、3月まであるわけだが、それらについて今回は常任委員会の中でそういう問題が出てきたということについて報告はされたのかどうか。そうでないと、私たちは今日のために質問出してくださいとあって、それに基づいて出したのだが、その返事が結局物品のやり取りがなかった、証拠がないから、それから相手に対して失礼だから聞かなかったという返事だけではちょっと納得がいかないというような気がするのだが、そこら辺についてどうか。

総務 課長

相手に伝えたかということか。先ほどちょっと質問の趣旨があれば、相手というのは委員の方・・・

稲葉久美子

選定委員の委員長とか会津屋さんに対して。

総務 課長

我々指定管理者選定委員会のほうになるが、選定委員の方々にはこういう状況になっているというのは私どもからは伝えてはいない。

環境 課長

応募者に、会津屋さんに対しては継続審査になったという点はお伝えした。

総務 課長

継続審査になったということについては、委員の方にはお伝えはしてある。今回継続審査になった理由というのは、議会で言っているのは3か所一括公募ということで理由が出ているので、そういうことで今継続になっているということはお伝えはしてある。

上村 正朗

直接の質問、質疑ではないのだが、条例上の学識経験者に対する解釈について、法律家からこれはおかしいという指摘があっても、それについて確認もしないし、今までの解釈で押し通していく、それとメールのやり取りとか審査会でのやり取りを外に漏らしたというのは、議員がこれ事実だということで協議会で言っているわけだから、それにもかかわらず確認すらしないという、こういう状況では、私はやっぱり市民厚生常任委員会としてこの場で、また委員長から怒られるかもしれないが、市民厚生常任委員会の立場というよりも、指定管理者制度全体の立場になってくると思うので、その辺の議論がない中で、ここでいいとか悪いとかというのは、あと何を答弁していたのかも文書もないからさっぱりよく分からないし、この場でどうにも判断がつかかねる、私は。これ以上何聞いても仕方がないみたいだ。

委員長（長谷川 孝君） 暫時休憩を宣する。
（午前 11 時 00 分）

委員長（長谷川 孝君） 再開を宣する。
（午前 11 時 11 分）

長谷川委員長 鈴木委員がさっき言った内容については、きょうは5時までたっぷり時間がある。やる、時間の許す限り。だから、もし聞き取れないことがあったら何度でも聞いてください。今ほかの委員の回答をもらったやつでも結構だから。そういうような形で進めさせていただきたいと思うので。

鈴木 好彦 それでは、せめて答弁された写しを配付されるという形で問題を共有できないだろうか。

長谷川委員長 原稿はあるか。

総務 課長 原稿というか、このまま全部私ども読んでいるわけでもないし、私も資料でメモ書きから何かもうみんなされているので、それを棒読みで全部読んでいるわけなので、このものについては差し控えさせていただきたいということである。

長谷川委員長 出せないということだ。出ないということ。では、ほかに質疑ある方はあるか。
上村 正朗 それでは、私の14の⑤、⑥、⑦あたりなのだが、選定委員は非常勤の特別職の地方公務員ということで、地方公務員法上の守秘義務の縛りはかからないということなのだが、先ほどからガイドラインの見直しをするという話だったので、その中で学識経験者にするのか有識者にするのかというのは別に見直せばいい話なのだろうと思うのだが、そのほかに宣誓書の提出等のことが書いてあるが、選定委員の側の守秘義務の宣誓書もあるし、申請団体側の働きかけを行わないというか、公平、中立な立場で審査に臨むみたいな、その辺の宣誓書の提出も含めてガイドラインの見直しの中に含めていくみたいな考え方は今時点であるか。

総務 課長 ガイドラインの見直しと申すのは、今回の件だけではなくて、指定管理もずっと長くなっているので、その部分では全体的な見直しということは必要だろうと我々も認識はしている。その中で、どの部分をどう直すかというのはまだ具体化はしていないので、必要なところ、先ほどちょっと一部あったが、直さなければならない部分については直していくという考え方は当然持っている。ただ、その宣誓書を出させるかどうかというのは全然検討をしたこともないし、ガイドラインに例えばそういうことは当然できないよということは書く必要があれば書いていくということはあるかもしれないが、宣誓書まではちょっと考えたことはない。

上村 正朗 今回のことだけではなくて、それから宣誓書というのにあまりこだわらないで、私も指定管理者制度というのは、事業をやった後の実績報告のやり方も含めて今のままでいいのかという全体像については前々から問題意識はあったので、今回のこの話だけで言っているわけではないので、宣誓書というのはあくまでも守秘義務を担保するための一つのやり方なので、守秘義務を担保するためにどういうやり方がいいのか。それと確認しないと分からないのだが、申請団体の関係者から委員に対するメールのやり取りというのは現実問題としてはあったわけだから、そういうことがないような担保というか、そういうのもやっぱり考えていかないと、そのやり方は宣誓書だろうが何だろうがそれはお任せするが、ぜひご検討いただければと思う。

総務 課長 そのガイドラインの見直しについては、今ご意見としてそういう宣誓書というご意

見もあったが、やり方も含めて本当にどういう方法がいいのかというのはちょっと今ここではっきりと申し上げられないが、ガイドライン自体も含めてよその市町村もみんな指定管理でやっているわけであるので、その辺を例えば参考にさせていただくなりして、必要などころについてはただしていききたいとか、直していききたいと考えている。

- 鈴木 好彦 私がお尋ねした一般公募の理由についてという項目について、実はこれ恐らく私3回同じことを聞いている。今議会で3回同じことを聞いているのだが、すごくデジャビュ感があって、見事に同じ答えが返ってくるのだ。今回特に私は市民の、利用者の視点から実際に検討に上った具体的な報告をしてくださいと、ここまで突っ込んでやったのだが、やっぱり同じような答えなのだ。私は、もう今から50年ぐらい前になるのか、社会人になって教わる中に1つあった。プラン・ドゥー・チェック・アクションと、このPDCAサイクル、今の皆さんがやっているかどうか分からないが、このサイクルのCでいろんな生の声が出てきているはずなのだ。それが何度お尋ねしても聞けていない。ということは、リアル感がない。本当にやっているのかと、この疑念が私にとっては拭い切れないということなのだが、もう一度伺う。リアル感のある声でこのチェックがどのように行われたかについてお尋ねする。
- 環境 課長 今回の見直しに当たっては、まず平成29年度から一括指定とする際に、これまでもご説明したように大きく3つの理由があった。更新に当たっては、そのときに掲げた内容についての検証ということで行い、先ほども答弁いたしたが、検証の結果、先ほど申したような効率的かつ効果的な運営が図られているということで検証したわけである。その間にどのような声があったかということであるが、一括指定としたことに対して利用者の皆さんからの苦情だとかご意見だとか、そういったものについてはこの期間の中で特にはなかったというふうに捉えている。
- 鈴木 好彦 4回同じことを聞かせていただいたが、そうではないのだ。これを検討する場面というのを何人かのスタッフでやっているのではないかと思う。これは想像だ。本当にやったのかどうかも私も見ていないし、そういうお話もなかったから。仮にやったとすれば、生の声が出ているはずではないかと。そこには、この制度はこれでいいという声もあるだろうし、いや、ちょっとという声もあっただろうと私は想像するのだが、それはなかったというのであればそれはそれで結構だが、もしあったら聞かせてくれということを再三申し上げている。
- 環境 課長 検討の中には、前回の平成29年度の公募のときに結果的に1者から応募がなかったということで、その応募のときにも一括指定でないと応募できないのかというふうな業者からの声があった。その点についても議論したところだが、これも何度も申し上げているとおりで、1施設であれば応募ができるのだがというふうな方の応募の機会も確保するために、前回もそうなのだが、複数の方々と一緒に応募ができるというふうな条件については今回も残そうというふうな話はあった。
- 鈴木 好彦 思ったような展開でこれを審議したというふうにはなかなかつかめないのだが、次に参る。10番目に不正防止策についてお尋ねしている。この前段として上村委員からも鈴木委員からも再三メールのやり取り、いわゆる情報交換とか意思疎通が提起されているが、これを調べるつもりはないかという再三の質問に対して否定的というか、私に言わせれば拒否されている状況なのだが、今の状況を客観的に見て、調査していないのだから全く正しいということも、いわゆる間違っていない、ちょっと言い方は悪いが、この人たちは白であるということも立証されていない、確

認されていない。逆に黒かもしれないということも、黒ではないということも確認されていないわけだ。グレーなのだ。我々にとってはグレーなのだ。例えば3施設を1業者でやろうというのは、それぞれ委員の皆さんがそれぞれの意見を持ってあつた、こうだと言えるかもしれないが、このグレーのことを判断基準にせよと言われても我々は判断のしようがないのだ。委員長、どうだろう。このグレーをできるだけ白に近づけるために本委員会での審査というか、そういう機会を設けるわけにはいかないだろうか。ぜひそうしてほしい。意思表示をするためには、これがある程度きっちり、白、黒と言えるのかどうか分からないが、できるだけ白に近づく形で委員会を持って、それで我々の判断をすると、それが市民に対する私たちの責任ではないかと思うが、委員長、私はそれを提案申し上げるが、いかがか。

長谷川委員長
鈴木 好彦

結局メールの確認を委員会ですということ。

そうである。この情報交換、意思疎通を明らかにせよということをお我々で少しでも白に近づけられないのかということだ。

長谷川委員長

例えば9月13日に我々の委員会があつたわけ。本当に疑問があるのだったら鈴木委員がじかに調べてもらえれば、例えば今のところはその確証があるのは姫路議員だけの話なわけだ。だから、それを鈴木委員がこの1か月ぐらゐの間に調べようと思えば調べられたのではないかということ。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川委員長

いやいや、乱暴だといつても、私は自分なりにいろいろな形で調べた。だが、その調べた結果がどうだったかとは言わないが、いろいろな方に当たったら、例えば家庭の事情で今こちらのほうに当事者がいないとか、例えば会津屋の方がこちらには実際いなくて東京にいるとかという話とか、いろいろ調べてみた。その中で判断するというのも一つの方法ではないか。私はそう思う。だって、例えば委員会議事録だって、上村委員には申し訳ないのだが、平成25年の委員会の会議録だって実際あるわけだ。それをずっと探してみれば、そこに実際そういうような議論をしたのかどうかというのはすぐ分かる、委員会のあれを見れば。そういう努力をやっぱり本人たちが1か月の間に私はやるべきだと思う、積極的に。

鈴木 好彦

私のふだんの怠慢を委員長からきっちりご指摘いただき、ありがとうございます。それはそれで私も反省しなければいけないところ、あるいは直していかなければいけないところだと思うが、私の申入れに対する委員長の回答をお尋ねする。

長谷川委員長

我々は、聞き取り調査等を質疑の中でやって、その中で今まで委員会として自由討議のほうに移してきた。本当にこの問題が金銭的な授受とかがあつたのだったら、それは大事な、大きい問題になるが、理事者側からの今までの回答の中では、守秘義務というのは発生していないし、罰則もないというようなことを踏まえた中で、それほど私はメール問題に関してもそんな大きい、委員会でもつてもう一回調査するような問題ではないというふうには私は理解している。

(副委員長、委員長と交代)

長谷川 孝

さっき総務課長が非常勤特別職という立場なのだと言っている。それで、その前に3号という言葉を使わなかったか。3号。

総務 課長

先ほどの上村委員の質問の中で、選定委員の法的地位というご質問があつたが、そのところで自治法の第138条の4の第3項に規定する附属機関であるという部分と、その委員は地方公務員法の第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職であるというお答えをした部分か。

長谷川 孝 はい。私のあれが間違っていたら指摘してほしいのだが、今回の再任用制度というのできたときに、第3号というのはその再任用制度の方が該当するというふうに私ちょっと読んだことがあるのだが、それは間違いか間違いでないか、ちょっと教えてください。

行政改革推進室長 今地方公務員法第3条第3項第3号の解釈の件だと思うのだが、おっしゃるとおり会計年度任用職員だと思うのだが、会計年度任用職員の制度ができたときに、今までこの3号の規定を使って非常勤の特別職なのか一般職なのか分からないような職がたくさんあって曖昧だったところで、これ全国的だったのだが、グレーな部分があって、この3号の委員についてはある程度列記して明確にしようということで会計年度任用職員ができた経緯がある。今回の附属機関の委員については、あらかじめ予定している特別職に当たるということで運用しているということである。

長谷川 孝 ということは、さっき総務課長が言った3号に当たるというのは、再任用職員ではないのだから当たらないのではないかという解釈になるのではないか。

行政改革推進室長 附属機関の委員については、この3号の委員に当たるのだが、今まで臨時さんと言われていた方だとか、あとは公民館の中の指導員と言われていた方をこの3号の規定を使って雇用していたという経緯がある。そのような方については特別職でないのだろうというようなことで、それは会計年度任用職員のほうに移行すると。地方公務員法の22条の中で規定されている会計年度任用職員ということで、今まであったそこを区別したということであるので、附属機関の委員については今までどおり3号に規定する委員ということである。

長谷川 孝 ちょっと理解できないのは、さっき附属機関から独立したような形で指定管理者の選定委員というのはまた条例が別になったわけでしょう。その選定委員が3条というのに当たるという言葉を使ったから、再任用制度の職員と同じになると、再任用職員というのは罰則規定とかあるのだ。守秘義務もあるはずだ。だから、それと同等に3号に当たると言えば、さっき言った守秘義務がないとかというのは違うのではないかというふうに私は考えるのだが、その辺ちょっともう少しよく説明してもらわないと、当たらないというのと、3号という言葉やさっき総務課長が言ったので、ちょっと気になるのだが。

行政改革推進室長 地方公務員法の特別職と一般職の違いだと思うのだが、地方公務員法の中では特別職と一般職の規定がある。特別職というのは地方公務員法の3条に規定されている者が特別職で、同法の第4条で特別職は地方公務員法の規定は原則として受けないということを規定している。今まで、先ほども申し上げたが、第3条第3項第3号の中に特別職とは言えないのだが、一般職的な、先ほど申し上げた社会教育指導員だとか、そういう方たちを3号の規定を使って採用していたという経緯が全国的にあって、それを一般職なのか特別職なのかを明記するために会計年度任用職員、再任用職員というお話だが、会計年度任用職員のことだと思うが、会計年度任用職員という制度をつくってそれを明確にしたということで、附属機関の委員については従来から特別職だし、その会計年度任用職員ができた後も特別職というような運用になっているということである。

長谷川 孝 分かった。

(委員長、副委員長と交代)

長谷川委員長 ほかにあるか。質疑だ。ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

長谷川委員長 では、これで質疑を終わる。

(自由討議)

上村 正朗

1つ委員長に反論でもないが、平成25年度当時の条例制定時どういう解釈をしたかというのは、当然執行部のほうがそれは説明する義務があると思うので、調べようと思えば私幾らでもそれは調べるので、別に怠慢でも、そういうつもりは私は一切ないので、どういうふうな理由だったのかというのは当然執行部側が説明するのが当たり前だと思うので、私のほうは調べなかったわけだ。それは、取りあえずいいが。私が考えるのは、村上市における指定管理者制度はうまくいっているところもあるし、うまくいっていないところもある。何年もたっていれば、いろんな面でさびが出てくるところもあるし、社会的な情勢に合わないところもあるので、学識経験者とか、そういうところについてもぜひやっぱり社会の情勢に合うようにというか、公平、中立な立場での選定ができるような形でぜひ見直していただけないか。何で調べないとか、どうも非常に後ろ向きな印象を私は受けたので、ぜひその辺をしっかりとお願いしたいと思う。結局学識経験者ではないなんていうことになれば、今までのが全部ひっくり返ってしまうわけだから、そういう今までも全部ひっくり返そうなんていうつもりはないので、あくまでもこれから前に向かってしっかりと指定管理者制度を運用していただければという立場で話はいたしましたので、よろしくお願いしたいと思う。以上だ。

長谷川委員長

上村委員だけの問題ではないのだが、例えばはっきり回答してくれなかった部分もあって、非常にグレーなところもないわけではないと思う。きちんと、例えば委員会でのこの部分に関してはこういうふうな形を取ってもらいたいというような附帯を含めて、自由討議してもらっても結構なので、その辺もどうしても守秘義務がやっぱりなければおかしいと、私は条文を入れていないというような、入れているところは、例えば長岡の指定管理者選定委員会条例なんかはきちんと入っているわけだ。守秘義務で、やめても秘密事項に関しては口外できないとか公開しては駄目だとかというのはちゃんとあるわけだから、ないところの話ではなくて、あることによってやはりそれなりに公平、公正なやり方ができるのだったら、そういうような部分も附帯決議みたいな形で委員会でのこの部分に関しては早急に考えてもらいたいというのを加えた中で自由討議してもらっても結構なので。

鈴木 好彦

委員長から水を向けてもらったというわけではないのだが、私はこの部分についてはお話ししておきたいと思っていた件なのだが、この不正防止策について、ガイドラインの検討が必要という認識がえられるというお答えをいただいたと思っている。逆に言えば、現行の制度の中では穴があるということなのだ。その穴があるのを今認識した中でこの委員会が開かれ、指定業者が選ばれたということを我々今知った中で、これでいいだろうとはなかなか決断しにくいところがあるのだ。というのは、瑕疵があるのを分かっている、目をつぶって、最後に蓋をして賛成するわけにいかない。そこで、どうでしょう。完全な、今検討が加えられている防止策なり対応策というものが成案できた後にそれらを示していただき、その下で再度業者を選ぶ作業をしてもう一度かけていただくと。そうすれば我々も市民に胸を張っていいでしょうと同意できるわけなのだが、私はそういう方向性をお願いしたいし、ぜひそうやってほしいと思う。これが1点だ。それともう一つだが、私がお願いしたこの公募による施設、ほとんどが我々の所管だが、1つだけ経済建設常任委員会

がある。同じような検討が必要と認識されている制度の中で選ばれているものだと思うので、これは我々だけではなく、経済建設常任委員会もそうだが、総務文教常任委員会も全て巻き込んで議員共通の課題として問題に取り組んでいったらいいのではないかと私は思うので、委員長にぜひその労を取っていただければと思う。以上だ。

鈴木いせ子 皆さんから本当に真剣な意見も出だし、悪いところもいろいろ指摘されたと思うので、それを附帯決議として出してこれは先に進めたほうがいい、そのようにしたほうがいいと私は思う。

上村 正朗 学識経験者の話もあるが、やっぱり私的にはここで判断というか、ガイドラインの見直しの方向はお聞きしているが、ではどこをどういうふうに見直していくのか、今のどこがどういうふうの問題なのか、果たしてそれを市民厚生常任委員会で判断していいのか。条例とかその制度がしっかりしていて、そこに何の疑義もなく、それにのっとなってこの今回の選定がどうだ、こうだという話であれば、ここの常任委員会でいいと思うが、もうちょっとその制度そのものに対する疑義が出ているわけだから、やはり所管の総務文教常任委員会の所属の議員も含めて全員協議会等できちんとまず・・・特に今後どういうふうに見直していくのかという話を理事者側からしていただいて、全ての議員さんの方向性で、ではそれを待ちましようというか、見守りましようという話であればそれでいいと思うが、今の段階でこの常任委員会の中でこれだけ制度に対する疑義がいっぱい出ている中で採決というのは、私はちょっと違うのではないかと思う。やっぱり全員協議会等を開くべきだというふうに思う。

富樫 雅男 今回私も指定管理者の選定委員の氏名公表ということで要望、質問をさせていただいたわけなのだが、ほかの市町村をいろいろ私も調べてはみた。村上市も平成二十数年までは指定管理者選定委員会の議事録まで今もホームページに出ている。そのところには当然委員の名前も載っているわけだが、ほかの市町村のところを見ると、やっぱり公表しているところもあればしていないところもある。ホームページでもこの選定委員を公表していないところも結構あるのだ。それと、もう一つはその選定委員は有識者云々、学識者だけでなく、所管課の課長なりがその選定委員に入るとというのが結構多いなというふうな印象を持った。だから、私は何年も何年も更新をやっているような指定管理であれば、所管課の課長さんが一番よくご存じなのではないかと、一番のプロなのではないかという気もする。そういう意味では、この学識者だけでなく所管課の課長さんもその選定委員にその都度入ると、それでいろいろ議論して選定していくということが私は非常に大事なことでないかという気がいたしている。いろいろ先ほど各委員のほうから出た質問に対していろいろな面で見直すだとか検討いただくとかいうことがあったので、ぜひこのガイドラインの見直しの中で十分議論していただければと思う。以上だ。

稲葉久美子 納得いかないような事態がずっと続いているのだが、やはりこの指定管理を受けていた会津屋さんにしてみれば、村上市が合併してからずっとぐらいの、10年ぐらい継続してやってきたような状態なのだと思うが、やっぱりこの5年間の間に同じ業者さん同士、それからそれを利用している市民の皆さんからの賛否いろいろ意見があってやっぱり今のメール問題が出てきたのではないかというふうに私は思うのだが、そういう面でやっぱり5年間の評価をきっちりやって、そして周りたちからもそのメールも含めて調査する必要は継続しなければならないと思うのだが、その上

でやはり今言われたように指定管理者制度そのものも中身を検討していくということでもあるわけだが、学識経験者とかいろいろなことを言っているが、本当に利害関係が絡んでいないのかどうかということ、簡単に言うと市の職員のほうが選定委員になったほうがかえって利害関係がないのではないかというふうに私は思ってしまっているのだが、やっぱりそれだけきっちり周りから見えないと、内部的なものとか業者さん同士のやり取りとか、それから守秘義務のことについてもずっと継続というか、して終わらない状態になっていくのではないかというふうに思うのだが、どうなのか。私の意見だが。

鈴木 一之

私どもも平成28年に審議されたものを基に、議決をされた内容的なものを、公募の際もそれを示した中で、数者の、複数の業者でも連携しながら応募ができるという、そういう条件も示した中で今日こうやって決定されてきたということであるし、それを重んじてこれから今日何か見直しという点もあったのだが、それも踏まえて今後こういうような在り方というのはこれからテーマとして続けて考えていただき、今回はこの議決された内容的なものからの、一般的に本当に公平な形の中で皆様に公表されたということであるので、その点も踏まえて改善すべき点は改善していただければということであって、見直すところは見直していただければということであって、ルールに基づいた形の中で粛々と審議をされていくことが必要だと思う。以上だ。

長谷川委員長

一連のメールとか、いろいろ業者が絡んでいるみたいな話というのがあるのだが、皆さんご存じないかもしれないのだが、合併前から業者間のいざこざというのははっきり言ってあったのだ。それで、私も前のときも相談とかいろいろあった中で、一番いい方法、どういうふうな形にすればいいのかというので解決してきたこともある。確かに一事業者が個人で事業所をやっているときに、名前は会津屋さんという大きいところが全部取っていくということは本当にそれでいいのかということでもさんざん言われたこともある。だが、それが例えばほかのグループと一緒に組んで、同じような力でもってやったのは、今回がはっきり言って初めてではないかというような形だ。前のときにはほかに応募者がいなかった。その前は、1個ずつやっていたのを全部会津さんが指定管理をしたというようにいきさつがあるのだが、その中でいろいろな指摘をしている人たちに対して、では契約条件はどうなのだというふうな形でどこか間違っているところがあるのかというようなことをちゃんと調べていくと、その契約に沿ってやっているという部分がほとんどだったのだ。だから、今回こういうような指定管理の中でいろいろな問題があったということも含めて、指定管理選定の在り方がやっぱり、問題が本当に公平、公正で行われているのかという部分が私はちょっと引っかかる部分があるので、その部分についてやはりきちんとルールは守りましょうよということと、それから決して1つの事業所が力任せで取っているのではないのだと、公募という一つのやり方のルールの中で取っているのだというふうに私は認識しているので、それらも含めた中で何とか新しいライバルというか、競合の人たちも力を発揮できるような形でこれからも努力してもらえればいいのではないかというふうに思っている。

(討 論)

鈴木 好彦

本案に反対する立場から考えを申し述べさせていただくが、私の中でやはりグレーという部分が大きいものを持っていて、グレーもさることながら、検討が必要であ

るという認識を持たれた制度の中で、このままでいいと言うにはやはり市民に対する責任が果たせないのではないかと私は思う。制度がきっちりされた上でのこの事業の運用ということを期待して、私は反対いたす。

上村 正朗

私は、指定管理者選定委員会そのものに対しての本当に適正な、公平なものができるのか、非常に疑義がまだ晴れないし、今日言った中身も市民に果たしてきちんと説明できるのかと、必要だと思われる調査もしないと、委員にも確認しない、法律家にも確認しない、こういう態度では賛成するわけにはいかないと。会津屋さんに対してどうこうというのは一切ないが、制度そのもの、それから制度の運用そのもの、それから議会における理事者側のいろんな対応の仕方について、全体的に疑義があるので、議案に対しては反対させていただきたいと思う。以上だ。

富樫 雅男

いろいろ問題点もクリアになったし、それについて今後改善をやっていただけるといふ話もあったので、私は今回はこの案件については粛々と進めるべきだと思う。そういう意味では賛成いたす。

鈴木いせ子

私も考えが大分煮詰まってきたようだし、これから時間をかけて討議してもいいのかもしれないが、まず今のところは賛成したいと思う。そして、さっきも言ったように、ただ賛成するのではなくて、今出たい意見を附帯決議として出して、そして賛成したいと思う。

稲葉久美子

私もやはりすっきりしないところで賛成というわけにはいかない。反対の立場だ。それで、やはり最小限調査するところをして、こういう事態があった、メールのことだが、そういうことがあったかないかぐらいはやはり最低限調べてほしいと思うし、このことについては今回は今のところ反対である。

鈴木 一之

今日まで時間をそれぞれ持った中で検討されて、審議されてきた状況であるし、今日の質問の中で、また回答された中で、また必要であれば再質問されて、納得されないというようなご意見はそれぞれあるかと思ひ、審議は私も附帯決議なりと、そういった格好の中で今後やっぱり見直しを含めた形の中でルールを守っていくというような格好の中から、そこも踏まえた形の中で、今回は理事者側からのお話に対しては平成28年度の議決に基づいた形の中で行っておられるということを重視して、私も賛成させていただく立場である。以上だ。

以上で質疑、自由討議及び討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第75号は、可否同数であったが、委員長は可決と裁決。よって、原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

（午後 0時02分）